令和５年度第１１回神石高原町農業委員会総会議事録

開　会	事務局長	ただいまから令和５年度第１１回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		（会長挨拶）
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により在任委員数１４名中出席者は１４名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第３条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
議案第１号	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。３－２３の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。３－２３について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]km ほど入った場所にあります。２月２０日に農業委員の[redacted]さんと申請人の[redacted]さん同行のもと現地調査しました。申請者である譲受人は以前より今回の申請地を耕作されていましたが、譲り渡し人との合意により今回所有権移転の申請をされました。申請人につきましては現在意欲的に営農に取り組まれており今後申請地の耕作を続けたいとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。３－２４、２５の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。３－２４ですが、[redacted]農業委員さんと私で3月２４日に現地調査に入りました。場所は[redacted]の[redacted]さんの信号から[redacted]へ[redacted]m 位入ったところにあります。譲渡人は高齢のため耕作するのが困難となり譲り渡したいということです。譲受人は家庭菜園や花を栽培したく近所であることから譲り受けるとのことで、何ら問題ないものと思われます。 続けて、３－２５について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]程度のところにある田んぼです。２月２１日に[redacted]農業委員さんと所有者の[redacted]さん同行のもと現地調査しました。申請の土地は中間管理機構に入られて[redacted]が耕作をしているんですが、今回もこのまま[redacted]が耕作をするということになると思います。[redacted]さん自体は現在[redacted]の構成員であり、規模拡大をはかるためで何ら問題

		ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	３－２４の案件について165㎡と小さい農地で、写真を見ると遊休農地のように思われます。家庭菜園及び花を栽培したいということですが、また遊休農地になりそうな気がするんですけども、これは他にも理由があったのではないでしょうか。
	■番	立会いに入った時の■さんのお話しでは、あの土地から上を■さんが買われて所有されているそうです。今回の土地が畑として残っており、そこを一緒に買おうという話しをされておりました。畑にして何か植えるということです。
	事務局長	補足ですが、そこの■ですが登記簿のほうでは換地処分されている土地であります。
	■番	３－２５の件で現況写真の■の写真が違うような気がするんですが。
	事務局長	写真は■のほうから写しておりまして、撮る位置が狭い側から撮っております。
	■番	右上の角が進入口でその右側の川の向こうが■さんが作っておられる田んぼです。川が写っていないので分かりづらいですが。
	■番	先ほどの３－２４の案件ですが、結局あれは■さんの農地を買って経済的な援助をしようという思いがあるように伺えますが、そういうふうに感じてもいいんでしょうね。農地をまた耕すようには思えませんよね。
	■番	この農地についてなんですが、５年位前にここから上の７反位を農地パトロールの時に非農地判定しています。その時に僕が見落としていたところなんですが、その中で譲受人の■さんのほうがここの上を造成しなおして、国道から見えるところで森が鬱蒼とするのもいけないので花を植えてみたいという思いがあるようです。
	議　長	期待をして待っていましょう。
	■番	３－２５についてですが、これは■で耕作されているということですが、こういう場合は中間管理機構との貸借をやり直すということですか。
	事務局長	はい。いったん解約をされて今回３条申請をされて所有権が移った段階で、■の構成員である■さんなので、作業受託を■に出されても問題はないかと思います。
	■番	ややこしくないほうがいいわけですが、また中間管理機構が借りられますよとか、それを■に貸し付けますよといった手続きは必要ないということですか？
	事務局長	■が作られるとなると貸し借り契約が必要になると思いますので、それは中間管理機構を通じてされるのかどうかというのは、まだ聞いておりません。
	議　長	現状では解約されているんですね。

	事務局長	はい。
	議　長	中間管理機構との契約を解除して売買が成立したのちには今後どうなるかということで、基本的には購入された人が農業をすることが前提条件ですが、法人の構成員になっている場合はその法人が耕作しても何ら問題ないという解釈になっています。前原さんは構成員ですので仮に黄金の里に貸し出しをされても何ら問題ないとは思います。
	[redacted]番	その時にはもう一度出てくるということですね。
	事務局長	はい。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第２号	議　長	続きまして議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。５－４の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号５－４について報告します。場所は、[redacted]から[redacted]へ[redacted]mのところにあります。２月２４日に[redacted]委員さんと[redacted]さん同行のもと現地調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他２種農地です。譲受人は現在[redacted]のアパートで暮らしておりますが４月に子どもが誕生する予定で、実家の近くにマイホームを持つのが夢であり祖父から申請地を譲り受け住宅を建築するとのことです。また申請地には約 80 ㎡の農業用倉庫兼物置が建っており今回取り壊しを行うとのことです。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	現在の建物は壊すんでしょう？今日見て来ましたが、住むとは考えられなかったので。
	[redacted]番	補足説明的な感じでよろしいでしょうか。今言われたように畑に農業用倉庫が建っていてまだいい倉庫なんです。もったいないということでお伺いしたら、隣に[redacted]さんという家があってその前に[redacted]があるんですが、もともとその辺に建てたいという思いで色々声をかけられたそうなんですが、すでに他のところに出られていて、何回も話したんだけどいい話しにならなかったと残念がられていました。そういうことで、もともとある倉庫を取り壊して建てないと、建てるところがないんですという話しはしました。今[redacted]くんが説明してくれた中で[redacted]さんが案内してくださったと説明しましたが、[redacted]さんのお父さんの[redacted]さんが案内してくれて、土地はおじいさんの持ち物ということです。

	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第１号	議　長	続きまして報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■の■の土地で斡旋希望なしと書いてありますが、多くは■さんが作られている農地で、たぶん畑ぐらいは本人さんが作られていたかなと思うんですが、斡旋希望なしと書いてありながらすでに作られている農地であるということを皆さん知っておいてください。
	議　長	■の■さんと■さんも斡旋希望が出ていますので地域でご希望の方がおられましたら、お世話をしていただければと思います。
	■番	■に関してはすでに作られていると思います。その他については把握しておりません。
	議　長	全体的に相続をされて斡旋希望がないというものが多いわけで、そういったものがいずれかは荒廃地に変わっていくということになろうかと思いますが、ご覧のように町外の人が相続をされている件が大変多いんじゃないかと懸念しております。致し方ないことですが、これからも見守っていただければと思います。
	議　長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時１２分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和６年３月２５日
		会長 [redacted]番 [redacted]委員 [redacted]番 [redacted]委員